キャッシュカード規定

みずほ信託銀行

1. （カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に、現金自動預金機等（以下現金自動預金機・現金自動預入払出兼用機・現金自動支払機を総称して「ATM」といいます。）で利用することができます。

① 当行がオンライン ATM の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の ATM を使用して預金の払い戻しをする場合

② 提携先の ATM を使用して振込資金を預金口座からの振り替えにより払い戻し、振込の依頼をする場合

③ その他当行が定めた取引をする場合

2. （提携先の ATM による預金の預け入れ）

(1) 提携先の ATM を使用して預金に預け入れをする場合には、提携先の ATM の画面表示等の操作手順に従って、提携先の ATM にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 提携先の ATM による預け入れは、提携先の ATM の機種により預け入れ可能な紙幣の種類・硬貨が異なります。また、1 回あたりの預け入れは、提携先所定の金額の範囲内とします。

3. （提携先の ATM による預金の払い戻し）

(1) 提携先の ATM を使用して預金の払い戻しをする場合には、提携先の ATM の画面表示等の操作手順に従って、提携先の ATM にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 提携先の ATM による払い戻しは、提携先の ATM の機種により提携先が定めた金額単位とし、1 回あたりの払い戻しは、提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払い戻しは当行が定めた金額の範囲内とします。

(3) 提携先の ATM を使用して預金の払い戻しをする場合に、払戻請求金額と第 5 条第 1 項に規定する ATM 利用手数料金額との合計金額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、その払い戻しはできません。

(4) 提携先の ATM を使用して預金の払い戻しをする取引が総合口座取引規定第 6 条に定める当座貸越となる場合に、当該当座貸越の金額に対する第 5 条第1項に規定する ATM 利用手数料金額が、利息制限法その他の法令に定める上限を超えるときは、その払い戻しはできません。

4. （提携先の ATM による振込）

提携先の ATM を使用して振込資金を預金口座からの振り替え等により払い戻し、振込の依頼をする場合には、提携先の ATM の画面表示等の操作手順に従って、提携先の ATM にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払い戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. （ATM 利用手数料等）

(1) 提携先の ATM を使用して預金の払い戻しをする場合には、当行および提携先所定の ATM の利用に関する手数料（以下「ATM 利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2) ATM 利用手数料は、預金の払い戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払い戻しをした預金口座から

自動的に引き落します。なお、ATM 利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払い戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払い戻しをした預金口座から自動的に引き落します。

6. （代理人による預金の預け入れ、払い戻しおよび振込）

(1) 代理人（配偶者、二親等以内のご親族（血族）またはご本人と同居しているご親族のうち成年 1 名）による預金の預け入れ、払い戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. （提携先の ATM 故障時等の取扱）

(1) 停電、故障等により提携先の ATM による預け入れができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預け入れをすることができます。

(2) 停電、故障等により提携先の ATM による払い戻しができない場合には、窓口営業時間内に限り当行が提携先の ATM 故障時等の取り扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払い戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取り扱いはしません。

(3) 前項による払い戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および当行所定事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(4) 停電、故障等により提携先の ATM による振込ができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 2 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8. （カードによる預け入れ・払い戻し金額等の通帳記入）

カードにより預け入れた金額、払い戻した金額または ATM 利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が提携先の ATM で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。

9. （カード・暗証の管理等）

(1) 当行は、 提携先の ATM 操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払い戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱いをいたします。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払い戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

10. （偽造カード等による払い戻し等）

偽造または変造カードによる払い戻しについては、本人の故意による場合または当該払い戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11. （盗難カードによる払い戻し等）

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該払い戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

Ａ 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

Ｂ 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

Ｃ 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. （カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。

13. （成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。本人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

(4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. （カードの再発行等）

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカード再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. （提携先の ATM への誤入力等）

提携先の ATM の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行および提携先とも責任を負いません。

16. （解約、カードの利用停止等）

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求ありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第 16 条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

17. （譲渡、質入れの禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. （規定の適用）

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定および振込規定により取り扱います。

19. （準拠法令、合意管轄）

(1) この規定およびこの規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この規定が適用される諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20. （規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、民法第 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。

以上

2025 年 4 月 1 日現在